

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。
平成29年8月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 茂木 七左衛門
分任契約担当役 国立能楽堂部長 櫻井 弘
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 農端 徹也

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
平成29年8月上旬歌舞伎会舞台衣裳の賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・農端徹也/大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成29年8月14日	松竹衣裳株式会社/東京都中央区新富2-2-8	6010001046003	契約の性質又は目的が競争を許さなため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		3,142,800						
平成29年度決算における退職給付債務等の計算委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門/東京都千代田区隼町4-1	平成29年8月16日	富士通株式会社/神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	1020001071491	契約の性質又は目的が競争を許さなため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		3,348,000						
平成29年8月舞踊公演衣裳賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門/東京都千代田区隼町4-1	平成29年8月18日	松竹衣裳株式会社/東京都中央区新富2-2-8	6010001046003	契約の性質又は目的が競争を許さなため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		1,215,000						
管理業務システムの改修(厚生年金基金の制度変更対応)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門/東京都千代田区隼町4-1	平成29年8月23日	日本電気株式会社/東京都港区芝5-7-1	7010401022916	契約の性質又は目的が競争を許さなため(会計規程第24条第1項第1号に該当)		1,598,400						
平成30～35年度文化デジタルライブラリーシステム機器等一式の賃貸借(平成30年6月から60か月間 機器更新、システム改修、データ移行、搬入、据付、配線、調整、保守及び運用支援等を含む。)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門/東京都千代田区隼町4-1	平成29年8月25日	東京コンピュータサービス株式会社/東京センチュリー株式会社/東京都文京区本郷1-18-6/東京都千代田区神田練堀町3番地	3010001005226/6010401015821	競争に応ずる入札がない場合、入札がなれ合いによる場合若しくは条件に合致していないものである場合(特例第11条第1号に該当)		115,382,102						

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。
平成29年8月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 茂木 七左衛門
分任契約担当役 国立能楽堂部長 櫻井 弘
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 農端 徹也

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
平成28年度東京メ トロ半蔵門駅構内 壁面等装飾の掲出 業務の履行期間等 の変更	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成29年8月31日	株式会社メトロアド エージェンシー／東京 都港区西新橋1-6- 21NBF虎ノ門ビル	1010401067272	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		5,564,160						

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。